

kintoneのライセンス調達等業務 仕様書

1 基本事項

「kintoneのライセンス調達等業務 仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、水俣市（以下「本市」という。）が、Webデータベース型の業務アプリケーションであるkintoneを活用することにより行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として、その仕様を定めたものである。

(1) 本仕様書の位置付け

本仕様書は簡易公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとする。

(2) 本業務の範囲

次の事項に係る契約とする。

- ・ kintoneライセンス及びプラグインツールの調達
- ・ kintoneの基礎知識・操作技術取得に係る研修等の開催及び開発支援

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 予定数量

ア kintoneライセンス

30ライセンス（アカデミック・ガバメント版、年間スタンダードコース） ※ 従量課金を行うことによりライセンス数を追加できること

イ プラグインツール

- ・ フォームブリッジ（プレミアムコース） 1ライセンス
- ・ kviewer（プレミアムコース） 1ライセンス
- ・ プリントクリエイター（プレミアムコース） 1ライセンス

2 業務要件

(1) kintoneライセンス及びプラグインツールの調達

サイボウズ株式会社が提供するkintoneライセンス及びプラグインツールに関して、上記1-(4)に記載した数量を調達すること。

(2) kintone活用に対する教育支援

庁内でkintoneを活用しようとする所属や業務に対して、アプリ作成に当たっての適切な助言等の開発支援を実施すること。

職員向けの研修会等の教育プログラムを実施すること。

3 実施体制

(1) 実施体制

ア 本業務を確実に履行できる体制を設けること。

イ 本業務の実施に当たっては、受託事業者側でプロジェクトマネージャを設置して、プロジェクトの進行管理を行うこと。

ウ 本市との窓口はプロジェクトマネージャが行うこと。

(2) 作業場所等

ア 本市庁舎内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本市と協議すること。

イ 本市が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。

4 留意事項

(1) 機密保護

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。

(2) 契約の解除

提案どおりのサービス利用ができない場合は、契約期間中であっても契約を解除することができる。解除の条件等については、契約時に協議することとする。

(3) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

5 特記事項

(1) 著作権

この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。

(2) 著作物又は知的所有権等の利用

この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

(3) 関連文書

この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

6 支払方法

全業務完了後に一括で支払う。

また、受託者から費用に係る請求を受けてから 30 日以内に支払を行う。